

○国土交通省告示第 号

船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第四百四十六條の二十四の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示  
航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

附 則

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

○ 航海用具の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十二号)(抄)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第二十条 削除	(無線航法装置) 第二十条 無線航法装置に係る規程第百四十六条の二十四第一項及び第二項の告示で定める要件は、ロランC受信機であることとする。